

# 令和6年度寒河江市地域コミュニティ活性化推進事業 【地域ワークショップ交流事業】募集要領

## 1 趣旨

市全体の活性化のためには、各地域の活力が必要であり、これまで培った市民参加の取組を本市の財産として今後のまちづくりに活かしていくとともに、各地域において「自らの地域は自らで良くする」取組を推進していくことが必要です。

このため、地域課題の解決や地域の活性化を図るために、地域づくりについての研修会やワークショップ等を開催する事業を対象に、市が地域コミュニティ活性化推進事業として支援する事業を募集します。

## 2 募集する事業

本要領により募集する事業は、地域の課題を踏まえ、これらの解決と地域の活性化を図ることを目的に行う次の事業とします。

### (1) 小学校区または分館単位等で実施する地域づくり研修事業及びワークショップ交流事業

#### (募集対象外事業)

当該事業が次のいずれかの事業に該当するときは、対象事業となりません。

- (1) 国、県又は市の他の補助金等の交付を受ける事業又は受ける予定の事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (3) 過去に市の補助金等の交付を受けた事業※<sup>1</sup>
- (4) その他補助することが適当でないと市長が認める事業

## 3 事業期間

事業は、地域コミュニティ活性化推進事業補助金の交付決定の日から令和7年3月末日までに実施される事業とします。

## 4 応募できる団体

- (1) 団体意思を表明する代表者が明確であり、独立した経理を行う団体であること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体は対象としません。
  - ①政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体
  - ②構成員に暴力団及びその関係者がいる団体

## 5 事業の補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する下記の経費とします。

- ・外部講師への謝礼、旅費、宿泊費
- ・研修会及びワークショップ開催に係る会場借上代
- ・研修会及びワークショップ開催に係る消耗品代、印刷製本費

## 6 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費の額とし、補助率及び補助限度額は下記のとおりとします。

補助率:10/10

補助上限額:20万円

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

ア 交付申請書(規則第5条関係様式)

イ 実施計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 団体の規約並びに事業年度の会員及び役員名簿

オ その他参考資料

### (2) 応募期限

令和7年2月末日(予算がなくなり次第、終了となります)

### (3) 提出先 市役所4階みらい協働課、寒河江市各地区(東部、南部、西部)公民館、この木交流センター

## 8 事業の決定

応募のあった事業について、市が随時審査し、採択事業を決定します。

## 9 その他留意事項

(1) 補助金の交付の申請や支払い等については、「令和6年度寒河江市地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要綱」に基づき手続きを行うこととなります。なお、概算払が必要な場合は、交付決定後にご相談ください。

(2) 審査の段階で補助対象経費を調整させていただく場合があります。

【お問い合わせ・御相談】寒河江市各地区(東部、南部、西部)公民館、この木交流センター  
寒河江市みらい協働課 85-1486